

第8回総務産業建設常任委員会

令和6年12月16日（月）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第106号 字の区域の変更について
- (2) 議第107号 下呂市税条例の一部を改正する条例について
- (3) 議第108号 下呂市宿泊税条例について
- (4) 議第114号 下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例について
- (5) 議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- (6) 議第116号 下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例について

---

出席委員（7名）

委員長	田中喜登	副委員長	田口琢弥
委員	下平裕次郎	委員	桂川いづみ
委員	加藤久人	委員	尾里集務
委員	今井政良		

---

欠席委員（なし）

---

委員外議員

議長	中島達也	議員	桂川融己
議員	大西尚子	議員	鷺見昌己
議員	森哲士	議員	中島ゆき子

---

説明のため出席した者の職・氏名

市長	山内登	副市長	田口広宣
総務部長	野村穰	次長兼秘書課長	杉山由美
税務課長	江原由佳	まちづくり推進部長	田谷諭志
観光商工部長	小池雅之	観光課長	今井寛司
商工課長	中林正樹	農林部長	青木秀史

農林部理事	大島愛彦	農務課長	中島康裕
林務課長	成瀬武晴	建設部長	大前栄樹
建設部次長	今井伸哉	建設総務課長	福井茂樹
建設課長	中田誠	消防長	遠藤丙午
消防総務課長	中田邦博		

---

---

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田添誠	議会総務課長	細江隆義
議会総務課主任主査	柿ヶ野明広		

---

○委員長（田中喜登議員）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまから第8回総務産業建設常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で定足数に達しており、委員会は成立しております。

なお、2番、3番、7番、9番、12番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

それでは、市長、御挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登）

おはようございます。

今日の総務産業建設常任委員会、よろしくをお願いいたします。

あと1点ですが、明日の民生教育まちづくり常任委員会の件なんです、大変申し訳ございませんが、県の林業5団体のコンソーシアムの関係で知事要望があって、山林協会の県の会長という立場で、どうしても県のほうへ要望に行くことになりましたので、大変申し訳ございませんが、民生教育まちづくり常任委員会のほうは、明日は副市長のほうで対応していただくということで欠席をさせていただきます。大変申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

それでは、続きまして議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

皆さん、おはようございます。お疲れさまです。

最近インフルエンザとかコロナ等、またちょっとはやってきているそうですので、気をつけていただきたいと思います。

それとこの間、13日最終に市長のほうから報道に誤りがあったということで、その訂正記事も確認させていただきましたので、一応報告させていただきます。

それと今日付託案件、宿泊税、それから中小企業等々の条例改正、大変重要な案件がありますので、ひとつよろしくお願ひします。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔・明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は全ての付託案件終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和6年第6回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第106号から議第108号までの3議案及び議第114号から議第116号までの3議案、合わせて6議案について審査をいたします。

先ほど議長のほうからもありましたけれども、中小企業・小規模企業振興基本条例でありますとか、宿泊税の新設ということで、大変重要な議案も含まれておりますので、当委員会としても、今後ともしっかりとそここのところは注視していかなければならないと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、委員及び執行部の皆さんは円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、議第106号 字の区域の変更について説明をお願いします。

#### ○農務課長（中島康裕）

議案書40ページをお願いします。

議第106号 字の区域の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。

土地改良法による数人共同施行土地改良事業（尾崎田地区）の施行に伴い、字の区域を変更しようとするものです。

42ページを御覧ください。

対象となっております圃場整備の尾崎田地区の位置図を添付しております。尾崎小学校から県道98号宮萩原線を900メートルほど北上した辺りの萩原町尾崎地内の受益面積約1.8ヘクタールほどの区域となります。

戻って41ページを御覧ください。

変更の大略ですが、新たに画します字は萩原町尾崎字中北、従前の字は萩原町尾崎字尾崎田の一部です。また、新たに萩原町尾崎字尾崎田と画します区域の従前の字は、萩原町尾崎字中北の一部となっております。

下に、変更調書として具体的な地番を列挙しております。

(1)萩原町尾崎字中北に変更します区域は、同尾崎字尾崎田の1713番と1714番の一部の土地となります。

また、(2)萩原町尾崎字尾崎田に変更します区域は、同尾崎字中北の1370番から1379番までの各一部でございます。

43ページを御覧ください。

変更大略図をつけておりますが、この字の赤字で表示されております区域が新字界で、従前の

ままですと、44ページの換地図にあります新たに区画されましたそれぞれの筆の中に字界として残ってしまいますので、このたび字の区域を変更するものです。

45ページには、圃場整備の現形図をつけておりますので、参考に御覧になっていただけたらと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（田中喜登議員）**

それでは、議第106号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で106号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第107号 下呂市税条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

**○税務課長（江原由佳）**

議案書の46ページを御覧ください。

議第107号 下呂市税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

下呂市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

こちらは、上位法の改正により引用部分を整理して改めるものになります。

それでは、条例要綱にて説明いたしますので、議案書の51ページを御覧ください。

改正理由につきましては、先ほど述べました提案理由と同じですので、省略いたしまして、2の概要から説明いたします。

(1) 公益信託制度、こちらは個人や企業が自身の財産を信託銀行などに預け、その財産を運用して公益な活動を行うための制度になりますが、こちらの見直しに伴いまして所得税法が改正されたため、本市条例の引用部分について改めます。第34条の7、附則第4条の2関係になります。

(2) 私立学校法の改正により地方税法に条ずれが生じ、改正されたことに伴い、本市条例の引用部分について改めます。第56条関係です。

(3) この条例は、令和7年4月1日から施行します。ただし、第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行します。改正附則第1条関係です。

(4) 市民税に関する経過措置について定めています。改正附則第2条関係です。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（田中喜登議員）**

それでは、議第107号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で打ち切ります。

続きまして、議第108号 下呂市宿泊税条例について説明をお願いします。

#### ○税務課長（江原由佳）

まず、議案書の52ページを御覧ください。

議第108号 下呂市宿泊税条例について説明させていただきます。

下呂市宿泊税条例を別紙のとおり定める。令和6年11月29日提出。

提案理由です。

安定した観光振興の財源確保を目的に、地方税法第5条第7項の規定に基づき宿泊税を導入するため、当該条例を制定するものです。

それでは、続きまして条例要綱にて説明いたしますので、議案書の60ページを御覧ください。

制定理由につきましては、先ほど述べました提案理由と同じですので、省略いたしまして、2の概要から説明いたします。

(1) 宿泊税を課する目的と根拠法令について定めています。第1条関係です。

(2) 旅館業法第2条第1項に規定する旅館業、下宿営業を除きますが、そちらに係る施設及び住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業、いわゆる民泊ですが、そちらについて係る住宅において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して、その宿泊者に宿泊税を課するとしています。第3条関係です。

(3) です。宿泊税の課税を免除する者について、次のとおり定めています。

① 12歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者で、いわゆる小学生以下ということになります。

② 大学を除く学校教育法第1条に規定する学校が、教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している児童・生徒、また当該行事における引率や介添え者についても免除します。

③ といたしまして、①②に掲げた者のほか、市長が特別な理由があると認めるものについても免除します。第4条関係です。

(4) です。税額については次のとおり定めます。

① 宿泊料金が5,000円未満、いわゆる4,999円以下の場合は100円。

② といたしまして、宿泊料金が5,000円以上である場合については200円の税額を取るということで定めています。第5条関係です。

(5) です。宿泊税は、宿泊施設が宿泊客から宿泊料金と一緒に税金を集めて、まとめて市区町村に納める方法の特別徴収という形で徴収することを定めています。第6条関係です。

続きまして、概要の(6)から(18)につきましては、主に特別徴収義務者となる宿泊施設等が行う申告や事務について定めている内容となります。

(6) です。この条例の第6条の規定により徴収する特別徴収義務者について定めています。第

7条関係です。

(7)です。特別徴収義務者に指定された者が、特徴義務者として必要な申告について定めています。第8条関係です。

(8)です。納税管理人の選任に関する事項及び正当な理由なく第9条の規定による申告がなかった場合に科す過料に関する事項について定めています。こちらは、企業などが市内に事務所を持たない場合に納税が滞らないようにするために、原則市内に納税管理人を置くこととし、また、納税管理人を決めずに納税手続を怠った場合には罰金が科せられるということについて定めています。ただし、市外に事業所があったとしても、従業員の方が納付をする場合においては特に納税管理人を定めなくてもよいということについても定めています。第9条、第10条関係です。

(9)です。こちらは、先ほどの3条関係において定めました納税義務者の方の宿泊税の減免について定めています。第11条関係です。

(10)です。宿泊税の申告及び納入についての手続について定めています。12条関係です。

(11)更正または修正申告による不足金などの納入についての期限や方法について定めています。13条関係です。

(12)宿泊料金及び宿泊税の全部やまたは一部など受け取ることができなかった場合、または天災などにより徴収した宿泊税額を失った場合など、徴収不能額の還付や納入義務の免除について定めています。こちらは、宿泊施設を経営している方がお客さんから宿泊料金や宿泊税を集められなかったり、集めた税金を失ってしまった場合に市からお金を還付したり、税金を納めなくてもよくなる場合のことを定めています。宿泊施設の経営者が、どうしても自身のせいではない事情で宿泊税を納めることができなかった場合に救済するための条文となっております。14条関係です。

(13)特別徴収義務者の帳簿の記載義務について、その内容や保存期間などについて定めています。15条関係です。

(14)帳簿及び書類の電磁的記録による保存等に関する事項及び電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等に関する事項を定めます。こちらは、電子的な方法で帳簿や書類を保存することについて定めています。16条、17条関係です。

(15)市税に関する法令の規定の適用について定めます。こちらは、電子データで保存された記録が従来の紙の帳簿や書類と同じように扱われるということについて定めています。18条関係です。

(16)間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税である法定外目的税であることについて定めています。19条関係です。

(17)宿泊税の賦課徴収について、市税条例にて督促等について定めているものになります。20条関係です。

(18)帳簿の記載義務違反等に関する罪について定めています。22条関係です。

(19)この条例は、規則で定める日から施行します。こちらは、条例では規則で定める日として

おりまして、規則のほうで令和7年10月1日にすることをうたうこととしております。附則第1項関係です。

(20)この条例は、この条例の施行の日以降の宿泊について適用いたします。附則第2項関係です。

(21)こちらは、条例の第7条第2項の規定による指定及び第9条第1項の規定による承認並びにこれらに関する必要な手続その他の行為を、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができますということで、事前に特別徴収義務者として指定されたものについて、施行日以前であっても手続ができるということについて定めています。附則第3項関係です。

(22)公布日以前または公布日から施行日までの特別徴収義務者となる者は、施行日の前日まで申告する経過措置について定めています。附則第4項関係です。

(23)この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても5年ごとに同様の検討を行うものとしています。附則第5項関係です。

税務課からの説明は以上でございます。

#### ○観光課長（今井寛司）

おはようございます。

私からは、宿泊税の導入に係る概要について御説明をさせていただきます。

委員会資料の2ページをお開きください。

この資料は、市内の宿泊施設に対し、導入に係る説明会の折に使用した資料でございます。

宿泊税の導入の必要性につきましては記述のとおりでございますが、改めまして経緯といたしましては、昨年10月に業界の皆様から受入れ環境の整備などの喫緊の課題につきまして、行政需要への対応とその財源を安定的に賄うための必要性について考えていきたいという趣旨の御意見を賜り、その後、市長による代表者らとの面談の中で、持続可能な観光地づくりの新たな財源が必要と判断され、今年の1月から宿泊施設向けの勉強会ですとかヒアリング、また施設や宿泊者向けのアンケート調査などを重ねる中で、入湯税のかさ上げなども十分検討はいたしました。最終的にメリットの大きい宿泊税の導入に向けて事業者との合意形成を図ってまいりました。

次ページをお願いします。

主な使途ですが、大きく分けて以下の4つの事業と賦課徴収に要する市の経費や特別徴収義務者である宿泊施設の支援に活用する計画です。

1つ目が、駅舎の整備などのための基金積立てによる地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興。

2つ目は、二次交通などの回遊性の促進、誘導板、案内板等の受入れ環境の整備・充実。

3つ目は、宿泊施設の高付加価値化や老朽化改修補助金の創設、イベント開催経費の拡充などといった観光資源の魅力の増進。

4つ目が、平日宿泊促進などの宿泊客の増加に資する事業、そして宿泊税の徴収事務に要する経費でございます。

(2)を飛ばしまして、今後の予定です。

今議会で議決をいただきましたら、令和7年1月から総務大臣協議に入り、事務説明会や制度の周知を経て、令和7年10月宿泊分からの導入を目指します。

次ページ以降につきましては、今ほど税務課長が御説明申し上げました宿泊税の納税義務者や徴収方法、税額、課税免除などの課税要件について添付をさせていただいております。

観光課からの説明は以上でございます。

**○委員長（田中喜登議員）**

ありがとうございました。

それでは、第108号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

**○委員（加藤久人議員）**

当然に宿泊税を取るとなると、各旅館さんなんかには負担がかかることになるんですけど、そういったことによって、ああいうコンピューター関係のソフトの変更とか、帳票の変更とか、出てまいるかと思うんですけど、それをどこかに見ていただけるというのが、どこかに説明が書いてあったと思ったんですけども、それはどこの程度までやっていただけるのかと、予算的にもどのくらいその辺を見ておられるのか、もし分かれば教えてください。

**○観光課長（今井寛司）**

導入に係るシステム改修等の補助金に関しましては、10分の10で見させていただきたいというふうで説明会では話をできております。各宿泊施設の対象の方に、実態調査で大体どれぐらいかかるのというところで調査をしているところでございますが、下呂市内全体でおおむね1,200万円程度かかるんじゃないかというふうに見込んでおります。以上です。

**○委員（加藤久人議員）**

そうすると、事業者さんの自己申告に基づいて、10分の10ですから払ってやっていただけるという解釈でよろしいでしょうか。

**○観光課長（今井寛司）**

自己申告に基づくということはちょっと、公費ですので、しっかりと見積書云々、そういったものを精査して、対象になる部分に関しましては10分の10を見るというところでございます。以上です。

**○委員長（田中喜登議員）**

ほか、ございませんか。

**○委員（尾里集務議員）**

おはようございます。

1点だけ教えてください。

宿泊税のところで、住宅を有するということところで旅館業とかなんですが、今キャンプがはやりなんですが、キャンプは住宅ではないんですけども、バンガローを含む建屋があるキャンプ場などがあるんですが、そちらのほうの宿泊税というのはどういうふうになるのでしょうか。

○税務課長（江原由佳）

バンガローのほうにつきましては、泊まる場所を提供するという意味で宿泊税のほうを課するということになります。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ほか、ございませんか。

○委員（下平裕次郎議員）

こちらの宿泊税に関する使用用途なんですけれども、事業内容が大きく5つ分かれているんですけども、こちらは今行っている市の予算のプラスアルファで行うということなのか、それに代えてといいますか、予算を巻き替えてという意味なのか、プラスアルファ上乘せしてという意味なのか、教えてください。

○観光課長（今井寛司）

基本的には、宿泊税の導入というもので、原則観光振興の充実という部分では新規拡充をメインとしております。そういった意味合いでは、入湯税の見直しと含めて、宿泊税は基本的には新規拡充という部分、あと入湯税で既に当たっている部分に関しましては、そのの使途を見直す格好で一般財源のほうも整理するというような格好になりますが、宿泊税につきましては、導入目的に関しましては観光振興の新規拡充ということで、現在の既存の観光振興に充当し得るという考えではないということです。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにごございませんか。

[挙手する者なし]

この条例案を拝見しますと、すごく綿密に考えてつくってあるなというのは分かります。

それで、いろいろ考えられているとは思んですけど、ちょっとお聞きしたいところがあって、まずDMOについての記述といいますか、DMOとの関わり方みたいなものについての記述があまりなくて、どういったふうにそれを生かしていくのかということと、それから他市の例を見てもみますと、福岡県も制定しているし、徴収しているし、北九州市と福岡市もしています。その辺、県と市が両方徴収しているところがあるんですけど、そういったところ、もし今後岐阜県もそういう動きが出てきたときの話がちょっといまいち分からないので教えてほしいのと、あと定額制で5,000円以下が一律……、とで分かれていましたよね。その事業者の数の割合、もし分かれば教えてください。

○観光課長（今井寛司）

まず、DMOをどう生かすのかという部分に関しましては、基本的に宿泊税の主な使途という部分について、DMOであります、もちろん下呂温泉観光協会をはじめとする業界の皆様に関

いてきたヒアリングを行う中で定まった使途というところがまず第1点ということでございますし、あと宿泊客の増加に資する事業ですとかに関しまして、まさにプロモーションの部分とかなりますから、そういった部分ですとか、観光資源の魅力の増進に関しましても、イベント拡充ですとか、エコツーリズムなどは全てDMOが推進しておりますので、そういったところの意見を聞きながら予算措置をしていくというところでございます。

あと、岐阜県の動きについてですが、先般9月定例会の折に会派代表質問で宿泊税の質問があって、知事もああいう御答弁をされました。内々に検討委員会というようなものを今後立ち上げていきたいというところまで聞いておりますが、その後どうなったのか、勉強会を始めていきたいということは確認済みですけれども、導入に向けてとか、そういった話は今のところは情報が入ってきておりません。

あと、5,000円未満のところはどれぐらいの割合かという御質問でございますが、9割以上が5,000円以上の200円というところでございますし、あとほかの下呂温泉以外の地域に関しまして、若干そういった4,999円以下のところはあるということですが、宿泊客ベースでいうと9対1という割合でしょうか。

県が導入したらどうなるかという場合ですが、基本的に上乘せということではなくて、もし県が導入していると、既に先行導入の自治体に関しましては、折半というようなところがほとんどです。今までの導入事例を見ますと。

例えば、岐阜県が一律500円を導入したという場合になりますと、下呂市に関しましては5,000円以上で宿泊される方は200円になりますので、岐阜県には300円を納める、下呂市には200円を納めるというような格好で、下呂市に泊まると、県の分がそっくりそのまま上乘せになるようなところはないというふうに承知しております。

#### ○委員長（田中喜登議員）

あと、市も一応DMOの一員なので、そのところはしっかりと役割といいますか、これによってどういったことをやっていくのかというのは、もう少し明確に打ち出していくべきだなという感じはします。

それと宿泊者や、やはり市民に対しての周知といいますか、これによってこういうことをやっていますというようなこともしっかりとやっていく必要があるのかなということを思いますので、その辺もまたよく考えていただければと思います。以上です。

#### ○市長（山内 登）

市の明確化については、前にも申し上げたと思いますが、どちらかというと宿泊税は当然税金、税金でございますので、我々市のほうがそこはイニシアチブを取っております。当然DMOの中に市も入っておりますが、観光のDMOのほうがメインになるということはありません。市が、本当に市民の中で、当然観光立市ですから、観光と市民生活というのは結構密接な関係がございますので、その辺りをちゃんと我々が見ながら、観光業者だけではなくて、それが市民にもちゃんと利益が反映されるような形で、いろんなこれは項目が出てきますが、そういうことを常に考

えながら、市民の利益に結びつくというものを我々としてはしっかりと予算上も確保して、そちらのほうにもこの税収を投入していきたいと思っておりますので、DMOの中で、当然DMOは市と観光団体との対等の関係がDMOでございますので、その辺りは我々がしっかりとグリップを握りながら、観光事業者体と話をしながらやっていくということになりますので、市がもう少しというよりも、市が主導しておりますので、その辺だけ御理解いただきますようお願いをいたします。以上です。

**○委員長（田中喜登議員）**

了解しました。ありがとうございました。

そのほかございませんか。

**○委員（加藤久人議員）**

今ほどの5,000円以上が9割という御答弁の中についてですけれども、これは前にも一度聞いたことがあるんですけれども、例えばほとんど下呂温泉の旅館、ホテルなど、1泊2食がほとんどだと思うんですね。そういったときには、宿泊料金は自己申告に基づいて納めていただけたというような御説明を受けたんですけれども、ですから、そうするともう一度確認なんですけど、例えば2つのホテルがあって、どちらも1万5,000円の料金を設定してみても、片方は宿泊代は4,000円ですよ、片方は7,000円ですよと出てくれば、それに基づいて徴収されるという解釈でよろしいわけですね。

**○観光課長（今井寛司）**

おっしゃるとおりで、申告によるものというところで、そこを追跡調査云々することは一切ないというふうでございます。

**○委員長（田中喜登議員）**

よろしいですか。

ほかはございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で108号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第114号 下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

**○建設総務課長（福井茂樹）**

おはようございます。

それでは、議案書の77ページをお開きください。

議第114号 下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。

屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、国の屋外広告物条例ガイドラインが改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでご

ございます。

詳細につきましては、条例要綱で説明いたしますので、議案書の87ページをお開きください。

改正理由につきましては、提案理由と同様でございますので、概要から説明をさせていただきます。

(1)国のガイドラインに文言をそろえるため、「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改めます。第7条、第11条、第12条、第14条から第22条、第24条、附則関係でございます。

(2)広告物の所有者等の管理義務について規定します。第13条の2関係でございます。

(3)広告物の所有者等の点検義務について規定します。第13条の3関係でございます。

(4)広告物の所有者等の除却義務を強化します。第14条関係でございます。

(5)この条例は令和8年1月1日から施行します。ただし、第13条の3の規定は令和9年4月1日から施行します。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第114号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

続いて、議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

#### ○観光課長（今井寛司）

議案書の88ページをお願いいたします。

議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

提案理由でございます。

観光客や市民の利便性の向上を図るため、新設される駐車場の追加や温泉街の既存駐車場の名称変更及び駐車サービス券の取扱いを定めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明させていただきますので、議案書の91ページをお願いいたします。

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同じですので、省略させていただきます。

2. 概要です。

(1)駐車場の名称を変更します。第2条、別表関係です。下呂温泉街に來訪されるお客様にとって分かりやすい名称とします。

委員会資料の6ページをお願いいたします。

最も利用頻度の高い温泉街中心部にある下呂温泉駐車場を下呂温泉第1駐車場とし、阿多野谷沿いの駐車場を下呂温泉第2駐車場、現在整備中の旧下呂温泉病院リハビリ棟跡地の駐車場を下

呂温泉第3駐車場、旧下呂温泉病院本館跡地、幸の瀬駐車場を下呂温泉第4駐車場とすることで、市外の来訪者から分かりやすい名称とします。

議案書の91ページにお戻りください。

(2)です。必要に応じて駐車サービス券を発行できるものとします。第4条の2関係です。

具体的に申しますと、商店街や発展会などは事前に100円券を購入可能にするもので、市営駐車場を利用になられたお客様に対し、駐車サービス券として飲食店などでお渡しすることも可能になりますというものでございます。

(3)この条例は令和7年3月1日から施行します。附則関係です。

説明は以上でございます。

#### ○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第115号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

続いて、議第116号 下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例について説明をお願いします。

#### ○商工課長（中林正樹）

議案書の92ページをお願いします。

議第116号 下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例について。

下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例を別紙のとおり定める。

提案理由でございます。

中小企業基本法の改正及び小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、下呂市における中小企業等の振興に関する基本的な理念や関係機関の責務、役割等を示すため、当該条例を定めるものです。条例要綱で説明させていただきます。

議案書の96ページをお願いします。

制定理由は、提案理由と同様のため省略をさせていただきます。

概要です。

(1)条例の制定目的を定めております。第1条関係です。

(2)中小企業の振興を推進していくために、基本的な理念を規定しております。第3条関係です。

(3)中小企業等の振興を推進していくために、市が担うべき責務及び商工会が担うべき役割等について規定をしております。第4条から第9条関係です。

(4)中小企業等の振興に関する施策の基本方針や振興計画の策定について定めています。第10条及び第11条関係です。

(5)中小企業等に関する施策の実施に必要な市の財政上の措置について規定しております。第12条関係です。

(6)この条例に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定めることについて定めております。  
第13条関係です。

(7)この条例は令和7年4月1日から施行します。附則関係です。

委員会資料の8ページを御覧ください。

こちらは、今ほど説明をいたしました条例の構成を示したものとなります。

説明は以上でございます。

#### ○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第116号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### ○委員（加藤久人議員）

質問ではないんですけども、意見というかお願いになってくるんですけども、こういった条例をつくっていただきましてありがとうございます。特に中小企業というより、小規模事業者さんが商売を続けていただいていること自体が本当に社会貢献だと思っております。そういった意味で、そういったところを今後こういった形でバックアップ体制が整ってきたということは、小規模事業者さんにとっても大変心強いものがあると思いますので、こういった理念は整えていただきましたので、今後は具体的な施策等で市のほうも支援をしていただけると大変ありがたいところがございますので、今後はそういった形でぜひとも進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

#### ○商工課長（中林正樹）

委員、御意見ありがとうございます。

今回の条例は10条、11条でも定めておりますが、振興計画の策定を具体的に示しております。今後、事業者、商工会と協議を重ねまして、今後も小規模事業者さんの皆さんが安定して地域の活動に努めていただく、御商売していただけるように取り組めるような計画を策定してまいりたいと考えております。以上です。

#### ○委員長（田中喜登議員）

そのほかございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第116号についての質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第106号から議第108号までの3議案及び議第114号から議第116号までの3議案、合わせて6議案について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

以上で、議第106号から議第108号までの3議案及び議第114号から議第116号までの3議案、合わせて6議案について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第106号 字の区域の変更について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第106号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第107号 下呂市税条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第107号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第108号 下呂市宿泊税条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第108号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第114号 下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第114号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第115号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第116号 下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第116号については全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午前10時18分 終了